

青森県大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会設置要綱

(設置)

- 第1 本県の大腸がんの死亡率減少に向けて、大腸がん検診の受診機会の拡大を図り、早期発見・早期受診につなげることが重要であることから、職場で大腸がん検診を受けられない従業員（被保険者）が、労働安全衛生法第66条に基づき事業主が実施する医師による健康診断と、健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する大腸がん検診を、同日に同じ検診（医療）機関で受診できる仕組み（以下「大腸がん検診の職域・市町村連携モデル」という。）を構築するため、必要な実施体制について検討するとともに、その実効性等を評価することを目的として、青森県大腸がん検診の職域・市町村連携モデル検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、検討結果について、青森県生活習慣病検診管理指導協議会に報告することとする。
- 3 委員会は、令和9年3月31日まで設置することとし、以降に協議事項が生じた場合は、青森県生活習慣病検診管理指導協議会において検討することとする。

(所掌事務)

- 第2 委員会は次に掲げる事項について協議する。
- (1) 大腸がん検診の職域・市町村連携モデルの実施体制に関すること
 - (2) 県が実施するパイロットテストの評価に関すること
 - (3) 大腸がん検診の職域・市町村連携モデルの県内普及に関すること
 - (4) その他の必要な事項に関すること

(組織)

- 第3 委員会は、委員20人以内で構成し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者（がん検診及びがん医療に関する学識経験を有する者）
 - (2) 保健医療の従事者
 - (3) 事業主健診の従事者
 - (4) 事業主の代表者
 - (5) 保険者の代表者
 - (6) 市町村のがん検診従事者
 - (7) その他の知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年を超えない範囲において知事が定める。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第4 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会は、必要に応じてがん・生活習慣病対策課長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
 - 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第6 委員会の庶務は、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。